

(17) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年5月23日

(2) 事故発生場所

米子市観音寺新町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部警備第二課兼鳥取警察署所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗合自動車を運転中、交差点に進入した際、進路前方の信号が赤表示に変わったため、停止線付近まで後退したところ、後方に停止中の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。